

# 日本の商標審査について

キヤノン株式会社  
知的財産法務本部  
ブランド・商標意匠担当主席  
久留 晴夫

※掲載内容は個人の見解であり、所属先の意見を代表するものではありません

本来「商標」には自他識別力(顕著性)が必要:

「**顕著性があれば**」登録とすべき

実際は・・・「**不登録事由がなければ**」登録

実務的には、審査官が「不登録事由」を示すことができない:登録

結果、常識的に考えて記述的では?と思われるものが多数登録

なんでもかんでも

商標登録されすぎではないですか？

TVセンサー
マルチワンタッチボタン
人材開発プロデューサー
照明オフ連動
タッチレスコール
健康歩数計
マイフォトアルバム／My Photo Album
連絡先コピーツール
パノラマ検知システム
ステータスバーつまみ
高照度カラー
ホームテーマ設定
ブルーライトカット
節電電卓
防災モバイルサポート
省エネアシスト
X線ステレオ方式
世界分散ストレージサービス
夜景カメラ
プロ仕様
遠隔操作ナビ

- 企業としては、  
どんなに記述的と思われても「**とりあえず調査**」
- さらに、先登録がない場合「**念のため出願**」
- 拒絶されて「記述的と判断されたから安全」と思いきや、  
他社出願が別の審査官で「登録」！

海外ではありえない！

たとえば、EU: 審査官が「記述的」と思えば、拒絶理由

反論で顕著性をし認めてもらって初めて絶対審査を通過

過剰な調査、出願をおそらく海外企業は行っておらず、現実的にも問題になることは少ないと思われるが、日本企業は上記のように「**とりあえず調査**」、「**念のため出願**」に、多大な負荷とコストを強いられている。

→ 日本企業だけ損をしている。  
大きさにいえば、国益に反していませんか？

企業が求しいものは「登録」ではなく、見通しのつく法的安定性

3条1項3号のより厳しい適用を！